

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

公租公課と債務控除

Q : 父が亡くなりました。相続税の申告に当たって、住民税や固定資産税などで未納のものは債務として控除されるのでしょうか、相続開始日においてまだ納期の到来していないものについても、控除できるのでしょうか。

A : 納期の到来していない部分の金額も債務控除の対象とすることができます。

【解説】

相続税を計算するときは、被相続人が残した借入金などの債務を遺産額から差し引くことができます。遺産額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです。

控除される債務には公租公課も含まれ、都道府県民税や市町村民税、固定資産税のように賦課期日が定められているものは、その定められた賦課期日に納税義務が確定したものととして取り扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合、死亡されたお父さんに係る住民税や固定資産税については、納期の到来していない部分の金額はもちろんのこと、これらの税金を賦課する旨の納税通知書の送達が相続開始の日までになかったものについても、これらの地方税の賦課期日において納税義務が確定したものととして債務控除の対象とすることができます。

ちなみに、都道府県民税、市町村民税及び固定資産税については、それぞれの賦課期日とその年度の1月1日とされています。

なお、相続開始日までにすでに納付済みのものは、当然のことながら控除できません。

